最終更新日：2018年8月28日
株式会社インテリックス
代表取締役社長　山本　卓也
問合せ先：03-5766-7639
証券コード：8940
http://www.intellex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

企業に関わるステークホルダー（利害関係者）は、株主、役員、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等さまざまであります。そして、企業はステークホルダーとのより良い関係構築を図るとともに、株主から負託を受けた資金を効率的に活用し、かつ不正行為を防止するための統治機構の整備と実践が益々求められてきております。その意味で企業統治においては、効率的かつ健全な企業経営を可能にする経営管理組織の構築が極めて重要であると認識しております。
この基本認識を踏まえ、当社はコーポレートガバナンスの強化充実を図り、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は、機関投資家や海外の投資家比率が比較的低いためコスト等を勘案し、招集通知の英訳や議決権の電子行使を採用しておりませんが、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移等を踏まえつつ、今後においても検討してまいります。

【補充原則3－1－2】
当社は、海外投資家に向けた英語での情報開示・提供の有用性を認識しており、今後の株主構成等の変化等を勘案し検討してまいります。

【補充原則4－1－2】
当社は、経営環境の変化が激しい中で、中長期的な経営戦略並びに対処すべき課題を公表するとともに、直近事業年度の業績等の見通しを開示しております。
現在、当社では中期経営計画は公表しておりませんが、取締役会において中期目標を含む中期経営計画を決議するとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期経営計画や方針の見直しを行うこととしております。
なお、中期経営計画の公表につきましては、外部要因に左右される不確定要素が多く、計画値も大きく変動するため、現状開示を見送っております。

【補充原則4－2－1】
現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については、今後の検討課題といたします。

【補充原則4－8－2】
当社の独立社外取締役は現在2名であり、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携は、担当部署、管理部門担当取締役又は常勤監査役を通じて、適宜・的確な連携調整等が図られている体制にあり、当社は、現時点で筆頭独立社外取締役を選任する必要はないものと考えております。

【原則5－2】
当社では、決算説明会や個別ミーティングなどのIR活動を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画などについての理解を深めていただくよう、その説明に注力しております。
資本政策の基本的な方針につきましては、原則1－3のとおり当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための持続的な成長の実現が極めて大切であると考えております。
また、収益力・資本効率（ROE）等の目標値は、現在、公表しておりませんが、重要な経営指標であると認識しており、開示については、今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を次のとおり策定し開示いたします。
（1）上場株式の政策保有に関する方針
当社が純投資目的以外で保有する上場株式（以下「政策保有株式」とします。）は、原則として、取引先との中長期的な取引関係の維持・強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に保有することができるものとします。
取締役会は、政策保有株式に関し、中長期的な経済合理性、投資先企業との総合的な関係の維持・強化の観点等から、毎年、保有の合理性について検証いたします。
（2）政策保有株式の議決権行使基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、原則として、すべての議案に対して議決権を行使することとし、投資先企業の中長期的な企業価値向上及び当社グループの企業価値向上の観点を踏まえ、個別に精査したうえで、議案ごとの賛否を適切に判断いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が関連当事者間の取引を行う場合には、当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念が生じることのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を次のとおり定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行います。

(1) 当社役員や主要株主等との取引 (関連当事者間の取引) は、取引の合理性や取引条件の妥当性等から会社の利益を害することがないよう検討し、取締役会の決議事項といたします。
(2) 当社役員及び連結子会社の役員に対して、年度毎に、本人もしくは二親等内の親族 (所有会社とその子会社を含む) と当社もしくは当社連結子会社間との取引について、「関連当事者取引に関する届出書」の提出を受けるとともに、当該関連当事者との取引について、会社計算規則及び連結財務諸表規則等の規定に基づいた重要性の判断に基づき開示いたします。

【補充原則4－1－1】
取締役会は、経営陣に対する委任の範囲を含めた業務執行に関する組織・業務分掌・職務権限に関する社内規程により意思決定ルールを策定し、明確化するものといたします。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすため、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任いたします。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準※を策定し、これを開示いたします。
取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。
※平成28年2月23日付で当社が公表しております「「コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ」の別紙「社外役員の独立性に関する基準」を参照願います。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を以下のとおり定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示いたします。
(1) 取締役 (社外取締役を除く) の候補者には、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、法令順守はもとより企業倫理等をはじめとする社会的責任に基づく行動を実践し、高い倫理観、公正性及び誠実性を有する人材を選任いたします。
(2) 社外取締役の候補者には、監督機能を果たすために十分な、企業経営、法律、又は財務会計等の分野における高い見識や豊富な知識、経験を有し、かつ、当社の企業価値向上に向けた有益、忌憚のない意見・助言を得ることが期待できる人材を選任いたします。
(3) 社外取締役候補者の選定あたっては、別に定める独立性基準についても勘案するものとし、本基準を満たす候補者を複数名選定するよう努めるものといたします。
(4) 取締役候補者の選定手続きについては、代表取締役社長が人事案を策定し、社外取締役より意見を徴したうえで、取締役会の決議により行うものといたします。

【補充原則4－11－2】
社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けます。
取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるとともに、その兼任状況を毎年開示いたします。

【補充原則4－11－3】
取締役会は、2018年5月期における取締役会の実効性評価に関する分析・評価を実施いたしました。その結果の概要は以下の通りです。
1．分析・評価の方法
　社外を含むすべての取締役・監査役に対して、2018年5月から6月にかけて、以下の検討項目に関して無記名方式の評価アンケートを実施して回答を得ました。この回答結果に基づいて、取締役会事務局 (経営企画部) にて集計しました評価結果に対し、取締役会において分析及び課題認識の共有を図るとともに建設的な議論を重ね、今後の取り組みなどについて確認いたしました。
〔アンケートの分析・評価項目〕
(1) 取締役会の役割
(2) 取締役会の構成のあり方
(3) 独立社外取締役の活用のあり方
(4) 取締役会の付議基準のあり方
(5) 役員に対するトレーニングのあり方
(6) 取締役会評価のあり方
2．分析・評価結果の概要
　取締役・監査役から提出されたアンケートの分析・評価を踏まえて討議しました結果、前期同様、取締役会の実効性は概ね確保され機能しているものと評価しております。
　なお、今後の改善課題として以下のとおりであると認識を共有しました。
〔今後の改善課題〕
(1) 将来の経営を担う人材養成を加速させ、後継者計画の課題に対し、中長期視点で着実に取り組んでいく。
(2) 中長期的な戦略議論の充実に取り組んでいく。
(3) 任意の「指名報酬委員会」の取り組みを進める。
3．今後の対応について
　上記の評価結果を踏まえ、中長期的な戦略議論の充実に取り組み、後継者計画並びに人材養成を着実に推進する方針であります。当社といたしましては、企業価値の向上に向け、取締役会運営の実効性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】
取締役及び監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすために、常に能動的に情報の収集、知識の習得や適切な更新等の研鑽に努め、会社はそれを支援いたします。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主からの対話 (面談) の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を策定し、これを開示いたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イーアライアンス	3,341,300	37.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	495,800	5.55
インテリックス従業員持株会	199,100	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	152,700	1.71
山本　貴美子	133,000	1.49
山本　卓也	120,200	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	115,900	1.30
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	108,700	1.22
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	80,000	0.90
北沢産業株式会社	71,400	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の所有株式数の割合は、自己株式(109株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
種市　和実	他の会社の出身者											○
村木　徹太郎	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
種市　和実	○	東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。	企業経営における豊富な知識や識見を有しており、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、今回社外取締役として選任しております。また、当社と種市氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性が少ないと判断し、独立役員として指定しました。
村木　徹太郎	○	東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。	企業経営における豊富な知識や識見を有しており、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、今回社外取締役として選任しております。また、当社と村木氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性が少ないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な情報交換を行い、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め合理的な監査を行い、監査の実効性を確保するよう努めております。 また、監査役は、内部監査部門と緊密な情報交換を行い、業務の適正性と効率性に向けた監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大林　彰	他の会社の出身者													○
米谷　正弘	他の会社の出身者													○
飯村　修也	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大林　彰		―――	企業経営における豊富な知識や識見を有しており、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、社外監査役として選任しております。
米谷　正弘		―――	企業経営における豊富な知識や識見を有しており、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、社外監査役として選任しております。

飯村　修也		――	企業経営における豊富な知識や識見を有しており、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として、導入しております。
なお、当制度による第4回新株予約権の行使可能期間は、平成28年9月1日から平成32年8月31日までとなっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として、導入しております。
なお、当制度による第4回新株予約権の行使可能期間は、平成28年9月1日から平成32年8月31日までとなっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役、監査役、社外役員の区分でそれぞれ報酬額を開示しております。平成30年5月期に支払った報酬等は次のとおりです。

1.取締役(社外取締役を除く)　109,353千円
2.監査役(社外監査役を除く)　1,440千円
3.社外役員　14,415千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在職期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。
また、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、独立社外取締役の適切な関与・助言を得、代表取締役がこれを決定することにしております。
各監査役の報酬については、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、監査役の協議によって決定することにしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する専従スタッフを配置しておりませんが、必要に応じて当社の内部監査室が適宜必要な業務補助を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役8名（内、社外取締役2名）、監査役4名（内、社外監査役3名）の役員構成のもと、経営の迅速な意思決定及び経営戦略を効率的かつ機動的に展開しております。また、経営の意思決定及び業務執行に係る適正な監査・監督が十分に機能する体制として、監査役会設置会社制度を採用するとともに、組織の更なる強化を目的に、執行役員制度を導入しております。

(1) 会社の機関の内容

a. 取締役会

当社の取締役会は、会社の業務執行に関する意思決定機関として監査役出席の下、月1回以上開催し、経営方針、経営計画に基づく業務執行状況を監督し、その他法令で定められた事項並びに経営上の重要事項につき審議決定しております。

b. 執行役員会議

当社の執行役員会議は、当社グループ企業の執行役員及び社長が指名する者をもって、毎月1回開催し、当社グループの中長期的な戦略を討議し、その方向性を定めるとともに業務執行の具体的方針及び計画の策定その他経営に関する事項について審議決定しております。また、執行役員会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらためて取締役会で決定しております。

c. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス及びリスクを専管する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置いたしております。同委員会は、役職員の職務執行が法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制を構築し、維持・向上を図ること、また、当社グループ全体に内在するリスク全体を包括的に管理することを目的としており、当社及びグループ各社を横断的に管理する組織であります。同委員会では、月1回、取締役会において活動状況の報告を行っております。

d. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、現在の監査役会は4名で構成しており、うち3名が社外監査役であります。監査役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催しております。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

a. 内部監査

当社及び子会社を対象に内部監査業務を担当する部門として、内部監査室を設け室長1名を専任とし、監査役及び会計監査人による監査とは別に、社長の命により、会社の業務活動、会社財産の状況に対する内部監査を行っております。また、必要に応じ、内部監査室は、監査役及び会計監査人との調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。

b. 監査役監査

監査役監査につきましては、監査役（社外監査役3名を含む4名で構成）は取締役会に出席し、とりわけ常勤監査役は取締役の職務執行の監査を行うため、取締役会に加え業務執行会議その他の会議にも適宜出席するほか、個別に取締役及び幹部社員との面談等も行い、積極的、客観的かつ公正な監査を行っております。

監査役は、税理士1名を含め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役は、会計監査人、内部監査室長、内部統制部門担当者と緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。

c. 会計監査の状況

会計監査につきましては、金融商品取引法及び会社法に基づく監査契約をEY新日本有限責任監査法人と締結し、同法人による厳格かつ適正な監査を受けております。

平成30年5月期における当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名は、次のとおりであります。

指定有限責任社員　業務執行社員　永澤　宏一

指定有限責任社員　業務執行社員　林　一樹

なお、上記各名とも継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載は省略しております。

また、監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他12名であります。

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

平成30年5月期における当社のEY新日本有限責任監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額は、32百万円であります。

(3) 責任限定契約の内容

当社と各社外取締役・各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役8名、うち2名を社外取締役とし、また、監査役4名、うち3名を社外監査役とすることにより、コーポレート・ガバナンスにおいて重要と考えております客観性・中立性の面からの経営監視機能が十分に機能する体制を整えているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第23回定時株主総会（平成30年8月28日開催）の招集通知は、19日前（8月9日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第23回定時株主総会は、平成30年8月28日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに、株主総会招集通知発送日（8月9日）に先立ち8月3日に招集通知、株主総会参考書類等を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末及び期末決算発表直後の時期に、アナリスト及び機関投資家向け説明会を開催し、代表取締役社長が説明しております。また、その模様を当社ホームページ上で動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示規則に基づく法定開示事項及び当社の判断に基づく積極的開示事項について、当社ホームページにIR資料として遅滞無く掲載しております。 http://www.intellex.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内に、IRに関する専門部署として、IR室を設け担当者を配置しております。	
その他	ご希望により登録された方々には、「IRメール配信サービス」を実施しており、当社に関するIR情報を電子メールにて速やかに配信しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	取引先、消費者、株主等に対し、適宜適切に企業情報を提供するため、「企業行動憲章」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について、その旨を明文化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動憲章」に加えて「ディスクロージャーポリシー」を定め、会社情報に関して、適切な方法により、積極的かつ公平、迅速に広範な情報開示を行うことを基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令及び定款に適合し、かつ適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めており、子会社を含めた当社グループ全体とした内部統制システムを構築、運用し、継続的な改善･向上に努めております。

1．当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社取締役会は、企業行動憲章及びコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を定め、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(2) 当社グループを横断的に統括する「コンプライアンス･リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持･向上を図る。
(3) 法令違反又は法令上疑義のある行為等に対し、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を構築し、運用する。
(4) 当社グループは、健全な会社経営のため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断･排除し、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報については、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、文書管理規程に従い保存する。
取締役及び監査役は、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社グループのリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス･リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に係る規程を定め、グループ横断的なリスク管理体制を整備するものとする。
(2) 不測の事態が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合には、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対応を行う。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策決定のうえ関係部門に実施を指示する。

4．当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会を経営方針、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関として位置づけ、毎月1回開催するほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催する。
また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を高めるため、当社及び子会社の取締役並びに執行役員が出席する執行役員会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議･検討を行う。
(2) 取締役会は、業務執行に関する組織･業務分掌･職務権限･意思決定ルールを策定し、明確化する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ共通の企業行動憲章を定め、グループ各社のコンプライアンス体制の構築に努める。
また、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し、是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ全体とする。
(2) 当社における子会社に対する管理については、関係会社管理規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。
(3) 当社グループは、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、経営方針に基づく業務執行の方針と計数目標を定め、当社各部門及び子会社の責任範囲を明確にする。また、経営方針･目標達成に向けての業務執行状況について、当社各部門及び子会社は、活動状況を毎月当社取締役会にて報告することにより当社グループ全体の経営管理を図る。
(4) 当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、当社グループの業務執行の適正を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は、監査役の求めにより必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が事前に協議を行う。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命又は異動については、監査役会の同意を必要とする。
(2) 監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

8．当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項や重大な法令違反又は定款違反もしくは不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、直ちに当社監査役に報告する。
また、当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会及び執行役員会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及びグループ各社の会議に出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
(2) 監査役は、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報交換を行い、意思の疎通を図るものとする。
(3) 取締役又は取締役会は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査への協力、監査役の職務遂行上、監査役が必要と認めた場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ各社は、企業の社会的責任を自覚し、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、社会的良識をもって行動することを宣言した「企業行動憲章」を定め、その中で、次のとおり反社会的勢力に対する方針を明示しております。

「私たちは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取ります。反社会的勢力に経済的な利益を供与しません。」

この「企業行動憲章」の趣旨は、当社が定めた「コンプライアンス規程」においても一貫しており、いずれも当社の基本方針として、役職員に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する対応窓口を当社人事総務部とし、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社及びグループ各社の関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。

当社及びグループ各社は、「リスク対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対する迅速で的確な対応方法を定めるとともに、全役職員に対して、コンプライアンス・リスク管理委員会の運営によるコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力との関係排除に向けた啓蒙活動を行い意識の浸透を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制

